

秋田県社会福祉会館の指定管理者の募集について

秋田県社会福祉会館の指定管理者を募集します。

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田県社会福祉会館
 (2) 所在地 秋田県秋田市旭北栄町1番5号
 (3) 設置目的

秋田県社会福祉会館は、民間福祉活動の振興を図る拠点として、また、心身障害者に対して健康の増進やレクリエーション等のための便宜の供与と各種の相談を行い、心身障害者の社会参加を促進すること、社会福祉・保健等に従事する者の確保、養成及び資質の向上を図ることを目的に設置された施設です。

(4) 規模等

- ① 構 造 鉄筋コンクリート造
 ② 階 数 地下1階地上10階建（A棟）、一部3階建（B、C棟）
 ③ 敷地面積 7,331.00㎡
 ④ 延床面積 12,909.98㎡
 ⑤ 各階概要

階層	床面積	室名	用途・概要等
地下		機械室	集中監視室、電気・機械設備
1 階	777.66㎡	倉庫	日本赤十字社県支部倉庫
1 階 A 棟	721.72㎡	団体事務室	県社会福祉協議会、県子ども会育成連合会、県母子寡婦福祉連合会
		管理事務室	
B 棟	738.69㎡	エントランスホール	介護用品展示場、自動販売機、A T M等
C 棟	946.24㎡	団体事務室	県身体障害者福祉協会、身障団体連絡協議会、秋田いのちの電話
		美容室	41.87㎡
		ホール、こあがり、厨房	140㎡
2 階 A 棟	709.65㎡	団体事務室等	県共同募金会、県老人クラブ連合会、県社会福祉協議会、ふれあい安心電話中央受信センター
B 棟	811.71㎡	展示ホール	402㎡
		ギャラリー	81.6㎡
C 棟	1,151.22㎡	社会適応訓練室	和室、調理訓練室
		トレーニングルーム	各種トレーニング機器
		更衣室・シャワー室	男女各1
		盲人卓球室	70.4㎡
		体育館	576㎡
3 階 A 棟	709.65㎡	団体事務室	日本赤十字社県支部、県難病団体連絡協議会、県腎臓病患者連絡協議会、県難病相談支援センター、県手をつなぐ育成会、県介護支援専門員協会

B棟	431.28㎡	ギャラリー	81.6㎡
C棟	587.24㎡	心身障害者用会議室	A・B会議室
		聴読・録音室等	聴読室、録音室、機械室
		ボランティアルーム	98.8㎡
4階	709.65㎡	団体事務室	県精神保健福祉会連合会、県精神保健福祉協会、秋田被害者支援センター、あきた性暴力被害者サポートセンター、県民間社会事業福利協会、あきた子どもネット、県社会福祉士会、県介護支援専門員協会
		点字印刷室	県視覚障害者福祉協会
5階	709.65㎡	団体事務室	県福祉保健人材センター、県ひとり親家庭就業・自立支援センター、県障害者スポーツ協会、県聴覚障害者支援センター
6階	709.65㎡	団体事務室	県栄養士会、KOU、県生活衛生営業指導センター、県生活衛生同業組合（美容、理容、クリーニング、鮎商、麺類飲食、食肉）、秋田市飲食店組合環同連合会、健康保険組合連合会秋田連合会、県聴覚障害者支援センター
7階	709.65㎡	県福祉保健研修センター	事務室、図書室、資料作成室、第1～第3研修室
8階	709.65㎡	団体事務室	県保育協議会
		県福祉保健研修センター	第4研修室、調理実習室、合同研修室
9階	709.65㎡	貸し会議室	特別会議室（定員28人）、第1会議室（定員30人）、第2会議室（定員30人）、第3会議室（定員72人）、第4会議室（定員54人）
10階	695.00㎡	貸し会議室	大会議室（定員300人）
PH	372.02㎡		

（５）指定管理料の実績（過去３年間）

令和４年度 64,250千円
令和５年度 64,250千円
令和６年度 64,250千円

（６）秋田県社会福祉会館利用者数及び利用料金の実績（過去３年間）

令和４年度 68,289人、 14,665千円
令和５年度 74,567人、 16,117千円
令和６年度 74,641人、 14,973千円

2 指定管理者に行わせる管理の業務

(※詳細は、「秋田県社会福祉会館管理業務仕様書(別紙2)」を参照。)

- (1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 社会福祉団体及び社会奉仕活動を行う者の活動に対する支援に関する業務
- (4) 身体に障害のある者の健康の増進及びレクリエーションのための便宜の供与並びに身体に障害のある者に関する相談に関する業務
- (5) その他秋田県社会福祉会館の管理に関し知事が必要と認める業務

3 管理を行わせる期間(指定期間)

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(予定)

4 施設の目標

施設の設置目的である県内における社会福祉の推進を図るため、指定期間において、利用率の増加に重点的に取り組む

5 申請をする団体に必要な資格

(1) 申請をする団体に必要な資格

① 県内に事務所を有する法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

※1 複数の団体が共同事業体を構成して申請することができます。なお、構成団体の全てが申請をする団体に必要な資格等の要件を満たす必要があります。

※2 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできません。

※3 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定していただくとともに、協定の締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とします。

※4 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うこととなりますが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うこととなります。

(2) 申請をすることができない団体(代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む。)

① 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、秋田県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない団体

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体

③ 秋田県から入札参加資格制限、指名停止又は指名差し控えの措置を受けている団体

④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て(これらの手続開始の決定を受けた団体を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている団体。

⑤ 秋田県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している団体

⑥ 役員又は申請の委任を受けた使用人のうちに秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団と密接な関係を有する者を含む団体

6 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えて提出してください。なお、共同事業体として申請する場合の②から⑩までに掲げる書類は、構成する全ての団体について提出してください。

- ① 指定の期間に係る秋田県社会福祉会館の事業計画書（別紙様式3）
- ② 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ③ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- ④ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類
- ⑤ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）
- ⑥ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類
- ⑦ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- ⑧ 不特定多数が利用する公共施設の運営に係る業務実績を記載した書類
- ⑨ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書（申請書提出日前1月以内に交付されたもの。）
- ⑩ 誓約書（別紙様式4）
- ⑪ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課調整・地域福祉チーム（電話018-860-1342）

持参又は郵送により提出してください。

(3) 提出期限

令和7年9月18日（木）午後5時15分まで（郵送の場合は同日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は、認めません。

(4) 提出部数等

正本1部、副本5部を提出してください。（副本はコピー可とします。）

なお、県が必要と認める場合は、申請書及び添付書類の内容について、説明や追加資料の提出を求めることがあります。

(5) 質問事項の受付

この要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間 令和7年7月18日（金）～9月10日（水）午後5時15分まで

②受付方法 質問票（別紙様式2）に記入のうえ、ファクスまたは電子メールで提出してください。

③回答方法 説明会前までの質問については、説明会実施時に口頭で回答します。

なお、説明会当日の口頭での質問も受け付けます。また、説明会後の質問へは随時回答します。

(6) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

また、提出された書類については、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

7 選定の方法、基準及び時期

(1) 健康福祉部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる①から⑤までの選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

秋田県社会福祉会館の指定管理者（候補者）選定の審査基準(括弧内は配点)

①県民の平等利用の確保（適合しなければ失格）

ア 利用者の平等な利用が確保されていること。

②秋田県社会福祉会館の設置目的の效果的達成（40点）

ア 秋田県社会福祉会館の設置目的・理念を理解した管理がなされること。

イ 新たな又は魅力的な提案（自主事業の開催含む。）が盛り込まれるなど、秋田県社会福祉会館の利用促進への取組が図られる計画であること。また、その実現可能性があること。

ウ 利用者の意見を秋田県社会福祉会館の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれていること。

エ 利用者に対するサービス向上の取組がなされるものであること。

オ 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであること。

カ 障害者等利用者に対するサービスを適切かつ確実に提供することができるものであること。

③効率的な管理（15点）

ア 収支計画は適正なものであること。また、その実現性があること。

イ 経費縮減や利用料金収入の確保等、効率的な管理運営に向けた取組がなされるものであること。また、その実現可能性があること。

④適正かつ確実な管理を行う能力（30点）

ア 団体の経営状況が、安全かつ健全なものであること。

イ 団体の実績が良好であること。

ウ 人員配置計画及び職員採用計画は妥当なものであること。

・必要な人材を適正に配置し、確実な管理をする体制となっていること。

・障害者、高齢者等の雇用促進に配慮した計画になっていること。

エ 安全管理は適切であること。

オ 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであること。

⑤その他（15点）

ア 不特定多数が利用する公共施設を良好に運営した実績を有していること。

イ 大規模災害発生時の秋田県社会福祉会館運営に関する考え方が適切であること。

(2) 指定管理者の候補者選定の時期及び通知

選定は、令和7年10月中旬（予定）に行い、その結果については、書面により速やかに申請者に通知するとともに、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>)により公表します。

8 指定管理者と県との責任分担

指定管理者と県との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と県が協議して定めることとします。

項目	対応内容等	指定管理者	県
(1) 管理施設の修繕	①小破修繕（小規模でかつ使用価値又は効用の減少を防ぐ、いわゆる本体の維持管理又は原状復旧を目的とする修繕）	費用負担。	
	②大規模修繕（小破修繕以外）		費用負担。
	③1件当たり50万円以上の修繕	事前に内容等の報告義務。	
	④事故・災害等による施設等の修繕	協議。	協議。
(2) 緊急時の対応	①本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態発生時	必要な措置。 県への報告義務。 関係者への通報義務。	調査権。
	②原因調査	費用負担。	協力義務。
(3) 県による貸付備品等の扱い	①管理上遵守すべき事項	別途締結する物品無償貸付契約による。	別途締結する物品無償貸付契約による。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	県へ協議。 ただし、指定管理料のうち備品等の購入又は調達について年度協定に定められている場合は、予定額の範囲内で購入又は調達。	協議に基づき、必要に応じて、備品等を購入又は調達。
(4) その他備品等の扱い	①購入又は調達	可能であり、本業務の実施の用に供することができる。	なし。
	②経年劣化等により本業務の用に供することができなくなったとき	自己の費用において必要な備品等を購入又は調達する。	なし。

(5) 業務実施状況の 確認等	①月例報告書及び事業報告 書に基づく確認等	調査受け入れ義務。	調査権
	②確認等の結果により、改 善の対応が必要となった 場合	費用負担。	改善指示。
	③改善指示を経てもなお、 最低限の業務遂行水準を 満たしていないと判断し た場合	賠償。	違約金請求。 損害が発生したときは、 別に損害賠償請求。
(6) 損害賠償等	①指定管理者の故意又は過 失により管理物件を損傷 し、又は滅失したとき	賠償。	損害賠償請求。
	②指定管理者の責めに帰す べき事由により発生した 損害について、県が第三 者に賠償した場合	賠償。	損害賠償請求。
(7) 保険	①業務の実施に当たり、付 保する保険	施設賠償責任保険。	火災保険。
(8) 不可抗力 ※「不可抗力」と は、天災（地震、 津波、落雷、暴 風雨、洪水、異 常降雨、土砂崩 壊等）、人災（戦 争、テロ、暴動 等）、法令変更そ の他県及び指定 管理者の責めに 帰することので きない事由をい う。 なお、物価の増 減、施設利用者 数の増減は、不 可抗力に含まな いものとする。	①発生時の対応	影響を早期に除去すべく 早急に対応措置（損害及 び損失並びに増加費用を 最小限にするよう努め る）。	
	②費用等の負担	不可抗力に起因して指定 管理者に損害及び損失並 びに増加費用が発生した ときは、指定管理者は、 その内容及び程度の詳細 を記載した書面により県 に通知。	通知があったときは、損 害の状況の確認を行った 上、指定管理者と協議し、 不可抗力の判定、費用負 担等を決定。 合理性の認められる範囲 で負担（指定管理者が付 保した保険により補てん された金額相当分につい ては、負担に含めない）。
	③実施義務の免除	(8)②による協議の結果、 不可抗力の発生により本 業務の全部又は一部の実 施ができなくなったと認 められるときは、不可抗 力により影響を受ける限 度において本協定に定め る義務を免れる。	指定管理者との協議の上、 指定管理者が当該業務を 実施できなかったことに より支出を免れた費用相 当額を指定管理料から減 じることができる。

(9) 指定期間の満了	①原状回復義務	指定期間の満了の費までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、県に対して管理物件を明け渡さなければならない。 ただし、県が認めた場合は、原状回復は行わずに、別途県が定める状態で県に対して管理物件を明け渡すことができる。	原状回復を求めるか判断。
	②備品等の扱い	指定管理者に所有権が帰属する備品等については、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。 ただし、県との協議により、県又は県が指定するものに対して引き継ぐことができる。	県に所有権が帰属する備品等については、県又は県が指定するものに対して引き継ぐ。
(10) 本業務の範囲外の事業	①本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲における自主事業の実施。	指定管理者の責任と費用により実施。 事業計画書の事前提出。	事業計画書の承認（条件を定めることができる。）

9 募集要項の交付

6（2）に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和7年7月18日（金）から令和7年9月18日（木）までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付します。

なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒（角2号の大きさと送付先を記載したもの）を同封すること（令和7年9月10日（水）必着）。

10 説明会

(1)日時 令和7年7月30日（水） 午後2時 ～

(2)場所 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館 A棟 9階 特別会議室

(3)その他

説明会への参加を希望する者は、令和7年7月23日（水）までに後記11（11）の問い合わせ先に連絡してください。

11 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者に指定します。
- (3) 秋田県社会福祉会館の管理の業務に要する経費に充てるため、県が支払うべき費用が生ずる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払います。
- (4) 指定期間の予算総額は389,612千円を限度とします。
- (5) 指定管理料の額については、指定の告示後毎年度締結される年度協定書により定めます。
- (6) 秋田県社会福祉会館の行政財産目的外使用料は、県が自己の収入として収受するものとします。
- (7) 秋田県社会福祉会館の利用料金は、県が定める基準額の範囲内で指定管理者が知事の承認を受けて額を定め、指定管理者の収入となります。
- (8) 秋田県社会福祉会館の指定管理者は、事業主体として事業所税の課税対象となります。
- (9) 指定管理者は、秋田県社会福祉会館内において、県の許可を得て、広告事業その他の事業を行うことができます。
- (10) 県は、指定管理者の業務実施状況を確認し、最低限の業務遂行水準が満たされていないと判断した場合には、改善指示等の手続きを経て、内容や程度・頻度等に応じて違約金の請求（指定管理料の減額）、業務の一部又は全部の停止、指定の取消しを行う場合があります。
また、より良いサービスの提供に向けて、業務実施状況について指定管理者による自己評価を行うとともに、県による評価及び外部有識者委員会による評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、公表するものとします。

(11) 問合せ先

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課調整・地域福祉チーム

電 話 018-860-1342

ファクス 018-860-3844

電子メール chifuku@pref.akita.lg.jp

12 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 質問票（別紙様式2）
- (3) 秋田県社会福祉会館管理事業計画書（管理業務処理計画、管理業務収支計画、人員配置計画）（別紙様式3）
- (4) 誓約書（別紙様式4）
- (5) 秋田県社会福祉会館概要書（別紙1）
- (6) 秋田県社会福祉会館管理業務仕様書（別紙2）
- (7) 秋田県社会福祉会館略図（別紙3）